＜工事内容＞
空気調和設備、換気設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、消火設備　各新設・改設一式
衛生器具設備、給湯設備　各新設一式
雨水利用設備　改設一式
撤去工事　撤去一式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日の翌日から工事開始日までの期間）を設定した工事である。

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者を配置することを要しない他、現場に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は行っても良い。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和６年２月20日から令和８年２月20日まで
（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年２月19日まで）

⑹　使用する主要な資機材　空気熱源ヒートポンプユニット（118kW、８台）、ユニット形空気調和機（７台）

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事とする。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び審査資料（競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書をいう。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、工事実施にあたって、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更にて対応する試行工事である。

⑾　本工事は、工事管理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う工事である。

⑿　本工事は入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒁　本工事は、週休２日を促進する試行工事である（週休日は、現場休息とする。）。詳細は入札説明書による。

⒂　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。

⒃　本工事は「情報共有システム」を活用する工事である。

⒄　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⒅　発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

⒆　本工事は、「国立京都国際会館展示施設増築等建築工事」の契約状況により入札期限・開札日時を変更する場合や取りやめる場合がある。

⒇　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

(21)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(22)　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

２　競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「暖冷房衛生設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「暖冷房衛生設備工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成20年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす暖冷房衛生設備工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

２）工事種目　空気調和設備工事のうち、次のａ）及びｂ）を含むもの

ａ）中央空調方式の熱源（冷却又は冷凍能力：合計400kW以上）の設置

ｂ）ａ）にかかる空調用配管の施工

３）工事内容　新設工事又は増設工事

ただし、上記１）から３）まではすべて同一敷地内の建築物の実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成20年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成20年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）から６）までの要件をすべて満たす暖冷房衛生設備工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

５）工事種目　空気調和設備工事

６）工事内容　新設工事又は増設工事

ただし、上記４）から６）まではすべて同一敷地内の建築物の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

また、申請書及び審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。